

三木家からお知らせ

申し込み・問い合わせ先
社会教育課（内線256）

入館無料

特別展示開催中

「柳田國男竹馬の友 三木拙二」



三木家主屋での盆栽展（青年期の拙二）
明治38年（1905）頃

会 期 11月30日（日）まで
会 場 三木家住宅主屋

三木家 de 「つのなす工作」 参加者募集



参加無料・申込不要

幸せを運ぶ福崎町特産品「つのなす」に目鼻口などを書いてキツネを作ります。誰でも簡単に作れます。

- 日 時 11月8日（土）10:00～12:00
※時間内ならいつでも参加できます。
- 会 場 三木家住宅主屋
※持ってくるものはありません。
- 問い合わせ先 社会教育課（内線256）

関連イベント

■三木家入門講座⑨

「近代日本の名望家と三木拙二」

三木家の基礎知識を楽しく学べる入門講座です。9代当主・拙二を通じて見えてくる近代日本と三木家についてわかりやすく解説いただきます。

日 時 11月1日（土）13:30～15:00

会 場 三木家住宅主屋

講 師 出水清之助さん

（神戸大学大学院人文学研究科）

参加無料
申込不要

■三木家資料保存ワークショップ 「下張り文書はがし作業」

誰でも簡単にできる下張り文書をはがす作業にチャレンジしてみませんか。

日 時 11月1日（土）
10:00～11:30

会 場 三木家住宅展示兼収蔵施設
（三木家住宅東側）

参加無料
要 申 込

※見学は申込不要



第12回 柳田國男検定結果報告

8月3日に、「第12回柳田國男検定」を実施しました。この検定は、柳田國男の功績と改めて向き合い、理解を深めていただきたいという願いから生まれたものです。

表彰式は8月23日に行い、上級編最高得点賞である中井敦司さんには、副賞として旅行券をお贈りしました。また、学生受検者で中級編最高得点の辻 倫太郎さんに奨励賞をお贈りしました。



受賞者のみなさんと高橋教育長

	初級編 (50点満点)	中級編 (50点満点)	上級編 (100点満点)
受検者	4人	5人	6人
合格者	3人	3人	4人
最高得点賞	1人	1人	1人
平均点	40点	37点	68点

最高得点賞 【初級編】 安田慶子さん
【中級編】 中井あけみさん
【上級編】 中井敦司さん
奨 励 賞 【中級編】 辻 倫太郎さん

※受検者の得点別分布など、詳しくは柳田國男・松岡家記念館ホームページをご覧ください。

松岡五兄弟

柳田國男・松岡家

第85話



今回は、松岡五兄弟と神河町域との関わりについて、お話ししたいと思います。

まず紹介しておきたいのは、柳田國男の生家です。

國男が「日本一小さい家」と呼び、日本民俗学の出発点となったこの家は、『故郷七十年』によれば、明治7年（1874）頃に「栗賀か福本あたり」（現・神河町）にあった老夫婦の家を買ってきたとされています。（「私の生家」）

そんなところにあった家を、どうやって辻川まで持ってきたの？と思うかもしれませんが、当時は新しく家を建てるよりも、古い家を解体して新しい場所に運んで立て直したり、「曳家」といって、家をそのままの形で移動させ

「福崎の身近にある歴史を掘り起こそう」

柳田國男・松岡家と神河の縁

神戸大学大学院人文学研究科 特命講師 井上 舞

ることが一般的でした。

松岡家はこの家で10年あまりを過ごし、その後辻川から北条（現・加西市北条）に移住しました。その際、生家は売却され、カケアガリに移築されています。このことから、当時は頻繁に民家の移築が行われていたことがわかります。

また、栗賀・福本周辺は、國男や松岡兄弟ゆかりの人物の出身地でもあります。ひとり、井上通泰の最初の歌の師である国富重比古です。国富は元福本藩士の学者で（永井早苗『井上通泰』）、「維新から明治にかけての播州の代表的な歌人」（『故郷七十年』「父の歌など」）でした。明治維新後は上京して私塾を開いており、通泰が大学予備門（東京大学に入学する者に対して予備教育を行う機関）に入学するために上京してからしばらく、作歌の指導をしていたようです。もうひとり、鉄道技術者

の松本莊一郎です。

莊一郎は栗賀の出身で、明治3年に大垣藩（現・岐阜県）士としてアメリカに留学し、土木工学を学びました。帰国後は官僚として活躍し、鉄道庁（鉄道に関する諸業務を管轄する機関）に入庁した後は、全国の鉄道敷設に尽力しました。

國男が幼い頃には、郷土の「立志伝中の人」（若い頃に苦勞を重ねて成功した人）として莊一郎の話が聞かされたそうです。また、大学生のときには、友人たちと莊一郎のもとを訪ね、留学前夜に皆でちよんまげを切ったときの思い出話を聞いたこともあったようです。（「同郷の人々」）また、莊一郎の息子で、法学者であった松本丞治という人物がいます。國男とは高等中学（後の第一高等学校）の同級生でした。國男と丞治は非常に仲が良かったようで、「同郷同級の親友」（『故郷七十年拾遺』

「再び文学界のこと」と言い、また「丞治君はじつにいい友達で、かなりいいやなこと遠慮なくいい合えるような間柄であった」とまで語っています。（「寄宿舎生活の有難味」）

すでに松本家は東京に籍を移していたようで、厳密には丞治は播磨の出身ではないのですが、父の莊一郎が播磨出身ということで、國男は丞治を同郷の親友と見做していたようです。

そんなふたりが旅行に出かけたことがありました。誘ったのは丞治のほうで、旅行先は和歌山県。旅の目的は、南方熊楠に会うことでした。

ところが、東京からわざわざやってきたのに、熊楠はなかなかふたりに会ってくれません。ようやく顔を合わせたときには酔っ払っており、しかも丞治を見て「こいつの親爺は知っている。松本莊一郎で、いつか撲ったことがある」というようなことを言い出したのだとか。それを聞いた丞治は、ただ苦笑いしていたそうです。（「南方熊楠先生のこと」）ちなみに、國男はこれを明

治44年春の出来事として語っていますが、熊楠の日記や、國男や熊楠と交流のあった編集者・岡茂雄の回想録によれば、実際は大正2年（1913）の年末のことであったようです。

福本・栗賀は姫路から生野に向かう街道沿いにありますが、鉄道（播但線）からは離れており、國男がこの地を実際に訪れたことがあるかどうかはわかりません。それでも親友との思い出とともに、福本・栗賀の地名は、國男の記憶に深く残っていたようです。



柳田國男生家



インターネットの誹謗中傷 福岡西中学校3年(当時)

高田誠之介

インターネットでユーチューブなどを見ていると時々、酷いコメントを見かけることがあります。その言葉は多くの場合、人を傷つけるような言葉や、その人に対する愚痴だったります。

先日、私がインターネットを使っていると、とても多くの誹謗中傷が書かれていることがありました。その内容は、中身のない悪口や不満の文章がほとんどでした。私は、それを見てとても悲しくなりました。書かれている人は、特に悪いことをしたわけでもないのに、一方的に責められている姿を目にすると、私も胸が苦しくなりました。

インターネットの世界では、実際に面と向かって人と話しているわけではないので、相

手に対してどんなに悪いことを言っても、ちゃんと叱ってくれる人はいません。だから、言いたいことを言いたいだけ言えてしまう。言わば無法地帯です。私は、相手を傷つけたりするコメントは、いつか消えるものと思っていました。しかし、全く消えることはありませんでした。むしろ、昔より多くなった気がします。私はどうしてこのような心無いコメントが増えるのか考えてみました。

私の考えでは、コメントで何を言っても、言った人には何も起きないので、軽い気持ちで悪口を書く人が増えたのではないかと思っています。どれだけ嫌なコメントをして、相手から怒られたとしても、実際には何も起きないので、怖くないから調子に乗って、いろんな人に悪口を書くのだと思います。では、実際に嫌なコメントをする人はどうなのか、少し調べてみました。

調べてみると、誹謗中傷のコメントをよく書く人は、日々のストレスを発散するために、インターネット上で他の誰かに誹謗中傷のコメントを書くそうです。腹が立つと自分のことしか考えられなくなって、他人にあたってしまうのです。なので、気持ちはよくわかりません。特に、自分が不幸な時

に、他人が幸せになっているのを見ると、余計にストレスが溜まります。

このことを踏まえて、私は、インターネット上で人を傷つけるコメントを書かないようにするにはどうすればいいか、また、そのようなコメントを見つけたら、どうするかを考えてみました。

まず、ストレスが溜まると悪口を書いてしまうことがあるので、しっかりと寝たり、美味しいものを食べたりして、ストレスを溜めないように対処します。また、インターネットで誹謗中傷をしている人を見つけたら、通報し、過剰に反応せずスルーします。誹謗中傷をしている人を見るととても腹が立ちますが、そのコメントを見ても落ち着いて通報し、スルーすることがいい対応だと思っています。

最後に、インターネット上では、軽い気持ちで誹謗中傷をしている人が多いです。しかし、その言葉を受けた人は、相手がどのような気持ちで言ったのか分からないのでとても傷つきます。また、インターネットの中では叱ってくれる人がいないので、気付かないうちに他人を傷つけていることもあります。私は、インターネット上にコメントを送るときには、文章を見返して

みて本当に大丈夫か再確認してから、送るようにしています。

何気ない一言で、自分の大切な人や周りの友達を失わないように、自分でも気をつけて意識し、上手にインターネットを使いたいと思います。

人権標語

やさしさで みんなのこころ
ひかりだす

福岡小学校2年(当時)
高橋侑里

気づいてる？ 笑っていても
心の中はないてるよ

八千種小学校5年(当時)
中塚心大

見えない手 あなたをつつむ
大心友

田原小学校6年(当時)
井藤咲江

ほんとね ワタシじゃなくて
僕がいい

福岡東中学校3年(当時)
木畑柑奈



高岡小学校6年(当時) 竹本芽生



田原小学校5年(当時) 朝生莉杏



福岡小学校2年(当時) 森下将瑛

生活科学 センター だより

慌てないで！

災害後が増える

住宅修理のトラブル

近年、台風や大雨・大雪、地震などによる自然災害が毎年のように全国各地で発生しています。

自然災害が発生した場合、それに乗じた悪質商法など消費者トラブルが多く発生する傾向があります。災害直後でなくとも過去の災害を持ち出したり、将来の不安をおつたりして勧誘され、トラブルになるケースも見られます。

そこで、災害に関連した消費者トラブルとして、特に多く寄せられる住宅の修理トラブルについてまとめました。事前に知っておくことで、こうした消費者トラブルにあわないように注意しましょう。

★住宅修理の強引な勧誘

【事例1】

「すぐに直さなければ雨漏りする」と2時間以上、執拗に工事を勧めてきた。

★不安をおおられて結ぶ高額な契約

【事例2】

「今直さないと大変なことになる」と不安をおおられて屋根修理工事を契約したが、説明を受けた工事内容ではなかった。返金して欲しい。

【事例3】

自宅の外壁修理工事を契約した事業者から車庫について「今度大きな地震が来ると倒壊する可能性があり、人にケガをさせると責任を問われる」と不安をおおられて解体工事を契約したが、見積金額より50万円も高い工事を請求された。

★住宅のずさんな修理工事

【事例4】

塗装工事の内容がずさんでやり直しが必要なうえ、工事が完了も大幅に遅れている。

★保険金が使えたと勧誘する住宅修理サービス

【事例5】

「雨どいが壊れている。台風で壊れたのであれば火災保険が使えますので、自己負担なく修理できる」と事業者の訪問を受け、保険金の申請サポート契約をした。契約書をよ

く見ると保険金が出たら50%を当社が受け取ると書いてあることに気づいた。解約したい。



消費者へのアドバイス

(1) 契約を迫られても、その場では契約せず、複数の事業者で比較検討しましょう。

(2) 不安をおおる勧誘を受けた場合は、業者の話だけを信じず、特に注意しましょう。

(3) 契約する際には、工期や費用を十分確認しましょう。

(4) 「保険を使つて自己負担なく修理できる」「申請サポートをする」と勧誘されたら要注意！

保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です。そのため、「申請サポートをする」と勧誘をされてもすぐに契約せず、保険金の請求でわからないことがあれば、加入先の保険会社や保険代理店に相談してください。また、経年劣化など自然災害によらない住宅の損害は保険の対象外とな

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
(☎22-4977)

(月曜日は休館日)

秘密厳守
相談は無料
相談日時
火・金曜日
9時～16時

きます。おかしい！困った！と思ったら、早めに相談しましょう。

(5) 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、クーリング・オフができます。

ります。経年劣化による損傷と知りながら、自然災害等の事故による損傷と申請するなど、うその理由で保険金を請求すると刑事罰(詐欺罪)に問われるおそれもあります。

消費生活セミナー 後悔しない遺品整理

～残された人が困らないために今からできること～

実家の片づけ、自分の身辺整理を考え始めた人へ、プロが「後悔しない片付け」の仕方をお話しします。

日時 11月21日(金) 13:30～15:00

場所 文化センター小ホール 定員 40人(先着順)

講師 家じまいアドバイザー® 屋宜明彦さん

(株)スリーマインド代表取締役(一社)心結代表理事)

主催 兵庫県中播磨県民センター

共催 福崎町生活科学センター

申し込み・問い合わせ先 兵庫県中播磨県民センター県民躍動室

県民課(中播磨消費者センター)(平日 9:00～17:00)

☎079-281-6023 ファックス 079-281-3015

参加無料・要申込

福崎東中学校3年(当時)

美野詩織



定額減税補足給付金（不足額給付）支給のお知らせ

福崎町では、定額減税しきれないと見込まれた方等への追加の給付金（定額減税補足給付金（不足額給付））の支給要件を満たすことが確認できた人へ、9月10日（水）から順次、郵送で、個別に支給案内を送付しています。

【支給要件（支給対象者）、給付金額】

令和7年1月1日時点で福崎町に住民登録がある人（住登外課税の人を含む）のうち、次の不足額給付Ⅰまたは不足額給付Ⅱに該当する人

〔不足額給付Ⅰ〕

要 件	給付金額
令和6年分所得税や定額減税の実績額などが確定し、本来給付すべき所要額と給付金（当初給付）との間で差額が生じた人	差額を1万円単位に切り上げた額

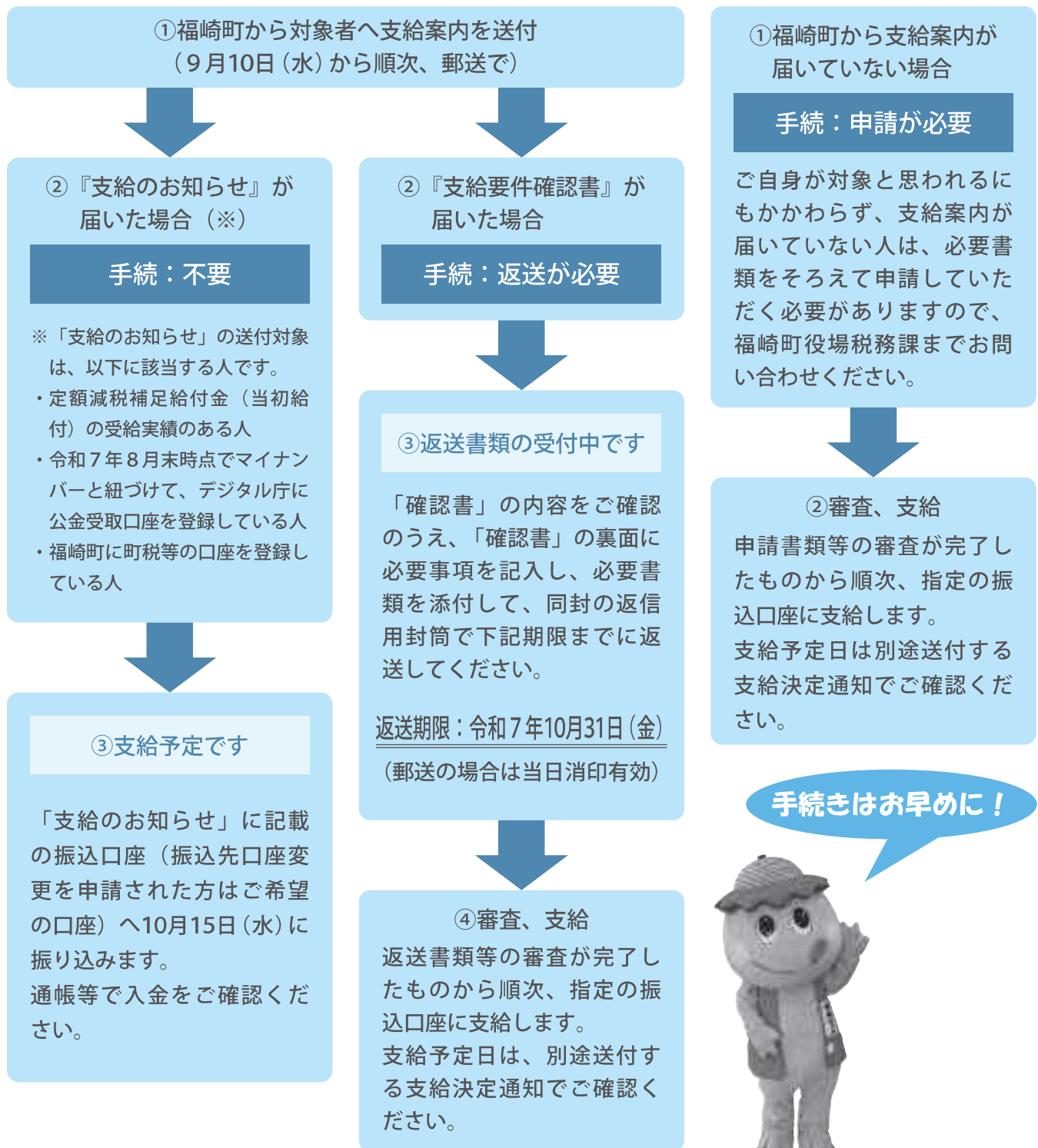
〔不足額給付Ⅱ〕

下のいずれかの要件に該当し、低所得世帯向け給付（※）の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない人
※下記の給付金の対象となった世帯主・世帯員を指します。

令和5年度非課税世帯給付金（7万円）、令和5年度均等割のみ課税世帯給付金（10万円）、令和6年度非課税世帯等給付金（10万円）

要 件		給付金額
1. 令和6年分所得税額および令和6年度分個人住民税所得割額が0円で、令和6年分所得税に係る合計所得金額および令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える人または青色事業専従者等		原則4万円（令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円）
地域の 実情により やむを得ない と内閣府が認める 場合	2. 令和5年所得において、扶養親族として住民税の定額減税の対象になったものの、令和6年所得において合計所得金額が48万円を超える人または青色事業専従者等（税制度上「扶養親族」から外れてしまう人）であったため、扶養親族として所得税の定額減税の対象から外れてしまった場合	所得税の定額減税対象分（3万円）のうち当初調整給付の額を控除した額（扶養親族等として加算される者として受けた額を含む）
	3. 令和5年所得において、合計所得金額が48万円を超える人または青色事業専従者等（税制度上「扶養親族」から外れてしまう人）であったため、扶養親族として住民税の定額減税の対象から外れてしまったものの、令和6年所得において合計所得金額48万円以下であったため、扶養親族として所得税の定額減税の対象になった場合	住民税の定額減税対象分（1万円）
	4. 令和5年所得において合計所得金額が48万円を超える人または青色事業専従者等（税制度上「扶養親族」から外れてしまう人）で、本人として調整給付金の給付対象者であり、令和6年所得においても、引き続き、合計所得金額が48万円を超える人または青色事業専従者等であるものの、本人としても扶養親族としても所得税の定額減税の対象から外れてしまった場合	所得税の定額減税対象分（3万円）から当初調整給付の額を控除した額

【支給までの主な流れ】



⚠ 特殊詐欺などにご注意ください ⚠

町が給付金支給にあたってATM(現金自動預払機)の操作や手数料の振込みなどを求めることは絶対にありません。不審な訪問や電話、メール等があった場合は、最寄りの警察署が警察相談専用電話(＃9110)へご連絡ください。

問い合わせ先 税務課(内線341、342)